

Q53 知的障害者入所更生施設に入所中の障害者が重傷を負いました。保護者から「許せない」という相談を受けましたが、証拠保全準備中に「追い出されたら行き場がないので、裁判以外の方法で解決して欲しい」という相談を受けました。どのような対処が考えられますか。

知的障害者とは、その名のとおり知的な面でハンディキャップを持っている人達であり、その障害故に、言語による感情表現が不得意、或いは出来ない人が殆どである為、自ら受けた体罰・人権侵害を言語によって、父母や職員に訴えることが困難です。更に、もう一つの問題は、知的障害者の場合、置かれた環境から、力関係に敏感であり、施設のあり方によっては、萎縮してしまい、酷い虐待を受けながら、身振りなど限られた手段で訴えることさえも躊躇し、恐れ、結局、自らの人権を主張できないということがあります。

しかし、彼らが何も訴えられないということではありません。例えば、障害者の自傷行為、他害行為等を障害者が発信する訴えとして感じ取することは、本来、知的障害者福祉施設職員の不可欠の職能であり、専門性であると位置付けるべきです。根本は、先ず、身近な職員が、障害者の発する信号を、訴えとして敏感に捉え、問題発見、解決に繋げて行くことが重要です。

ところが、仮に、あざなどが発見されても、職員による虐待を疑いながら、転んだためとか、利用者間の争いの結果等とみなして曖昧にしてしまう傾向が施設内にあるとすれば、施設の体質の問題として、当該職員の資質の問題にとどまらず、管理者、理事会の責任でもあり、又、行政の責任でもあります。

また、我が子が著しい体罰・人権侵害を真実受けたら、父母が黙っているはずがないと普通は考えるでしょう。しかし、養護学校、施設、あるいは職場等で世話になっているとの思いが先行して、なかなか言い出せない現状があります。この様な父兄の意識状況は、施設において特に顕著です。施設利用者の父母は、知的障害度、問題行動、家庭環境上等、家庭において介護することが困難な我が子だからこそ、施設に入所させたのであり、我が子を引き取る事によって家庭の崩壊を招きかねない家庭も現実にあるからです。更に父母が、我が子に対する体罰・人権侵害に心を痛め、施設を替わりたいと願っても、現在、全国の知的障害者入所施設の欠員は約1%です。つまり、入所施設は常に満員で、利用者も家族も施設を選びようがないどころか、一旦出されてしまうともう入る施設がないことを意味しています。このため、父母は、「我が子が施設から退所させられたら、行き場がない。」という思いを強く持っており、本来、言語による自己主張が困難である我が子の代弁をすべき父母が、逆に施設にものが言えず、退所をほめかされると、施設の言いなりになってしまうという状況が生じてしまいます。知的障害者の親の会である「全日本手をつなぐ育成会」の役員が「虐待事件や権利侵害の真相究明活動に乗り出すと、親が大きな障壁になることがよくありま

す。」とさえ述べている現実があるのです。

このような父母の現実を考えると、質問のようなことは起こり得ます。生命にも関わる事態のときは許せないと考えていたのが、一旦生命が助かったとなると、今後の生活のことを考えてしまうからです。このような現状を見ずに、父母を非難するだけで問題は解決しません。本来は、本人だけでなく他の入所者にも共通する問題として、できるだけ問題をオープンにして解決する（例えば、訴訟等）ことが重要でしょう。しかし、父母がどうしても訴えに踏み切れない時には、施設との間で、真実解明と今後の再発防止のための交渉に入らざるを得ない場合があります。

具体的な例でも、質問のような事例で、弁護士が施設と交渉して事実調査を求め、交渉の結果、施設が専門家の意見を入れて人員配置や職員の処遇研修など改善を図った例があります。あるいは養護学校での体罰の例で、学校との交渉の結果、学校側が事実を認め、謝罪し、PTA総会の場で事実経過を報告し、改善のための研修等の方策をとったという例もあります。重大な人権侵害を見過ごしにはできないが、いきなり裁判等で責任を追及することが困難な場合は、交渉で施設の改善を求めることも考えられるでしょう。

そして、施設の体質、職員の体質が障害者中心のものに変わって行けば、虐待そのものを無くして行けるのみならず、力関係に敏感な障害者が、仮に一部職員から虐待を受けた場合にも、訴えることへの躊躇もなくなるでしょう。粘り強く改善に取り組んで行く必要があると考えられます。